

京都文教中学・高等学校いじめ防止基本方針

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格形成に深刻な影響を与えるだけでなく、時に生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権問題である。

いじめはどの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的な問題の克服のために、未然の防止または早期発見の観点が重要である。

京都文教中学・高等学校では、三宝帰依の仏教精神に基づいた「明るく、正しく、仲良く」を校訓に掲げ、生徒一人ひとりの人権と生命が尊重される学校づくりを目指し、京都府や家庭その他の関係者との連携の下、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）への対策を推進するため、ここに京都文教中学・高等学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

2. いじめ防止の組織

- (1) いじめの未然防止・早期発見に関する取り組みを実効的に行うために、校内に「いじめ防止対策委員会」を置く。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」の構成員は以下の通りとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。
校長、中学・高校教頭、生徒指導部長、教務部長、養護教諭、学年主任、該当担任、該当部活動顧問
- (3) 組織として、いじめ防止の基本方針の策定と見直しをするとともに、いじめの未然防止や早期発見に努め、万一の発生時には実効的かつ適切に対処する。

3. いじめの未然防止

- (1) 基本的な考え方
いじめは、どの生徒にも起こりうることで、またどの生徒も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえて、すべての生徒を対象に、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな心をはぐくむとともに、いじめを決して許さない集団づくりのために、全教職員が保護者会等と一体となり、継続的に取り組んでいく。
- (2) いじめの未然防止のための取り組み
 - ① 分かりやすく規律ある授業の推進
 - ② 自己有用感をはぐくむホームルーム活動の推進
 - ③ 社会性や規範意識、思いやりなど豊かな心を育む取り組みの推進
 - ④ いじめについての理解を深める取り組みの推進
 - ⑤ 人権についての研修の推進
 - ⑥ 教職員の資質能力向上のための取り組みの推進

4. いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは教職員の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。そのため、日ごろから生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、そのつど親身になって生徒の話を聴く姿勢を持つよう心がける。また、気軽に生徒が相談できる関係性を構築することに努める。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ①相談しやすい体制の構築
- ②学校生活アンケートの実施
- ③保護者との連携

5. いじめに対する取り組み

(1) 基本的な考え方

いじめを発見し、または相談を受けた場合は、特定の教職員で抱え込むのではなく、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、速やかな対応をとるものとする。さらに被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携にも努める。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。
- ②いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、特定の教員で対応するのではなく、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- ③「いじめ防止対策委員会」を中心に関係生徒から事情を聞くなど、いじめの有無の確認を行う。その結果を加害、被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡する。
- ④被害生徒、その保護者への支援を行う。
- ⑤加害生徒への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長に向けて学校の取り組みや方針を伝え、協力を求める。
- ⑥生徒の生命、身体又は財産に重大な事態に発展するおそれがある時は、直ちに警察等との連携を図る。
- ⑦いじめが起きた集団に属する生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(3) ネット上のいじめの対応

- ①5-(2)の対応を基本としつつ、ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- ②ネットいじめを誘発する通信情報の仕組みについての研修や、情報モラルの教育を継続的に実施する。

6. 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合は、直ちに学校法人京都文教学園および京都府文教課に報告する。
- (2) 校長は速やかに「いじめ防止対策委員会」を開き、客観的な事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) 調査結果については、被害生徒及びその保護者に対して、適宜・適切に報告・説明を行う。
- (4) また調査結果は、学校法人京都文教学園および京都府文教課に報告する。
- (5) 調査結果を踏まえて、「いじめ防止対策委員会」は当該重大事態と同種の事態の再発防止策を策定する。

7. 関係機関との連携

- (1) 保護者会との連携を図り、いじめに対する理解を深める取り組みをする。
- (2) 警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図る。